

農業構造改革支援基金に係る基本的事項の公表

○基金の名称 滋賀県農地中間管理事業推進基金

○基金の額

1. 農地中間管理機構事業に係る事業資金 (単位:千円)

	25年度		26年度		合計
	補正 3月31日	当初(1回目) 12月26日	当初(2回目) 3月18日	計	
基金造成額	230,298	166,859	4,232	171,091	401,389
うち国費相当額	230,298	166,859	4,232	171,091	401,389

2. 機構集積協力金交付事業に係る事業資金 (単位:千円)

	25年度		26年度			合計
	補正 3月31日	当初(1回目) 12月26日	当初(2回目) 3月18日	補正 3月18日	計	
基金造成額	259,509	169,790	200,503	705,556	1,075,849	1,335,358
うち国費相当額	259,509	169,790	200,503	705,556	1,075,849	1,335,358

3. 農地台帳システム整備事業に係る事業資金 (単位:千円)

	25年度	合計
	補正 3月31日	
基金造成額	37,415	37,415
うち国費相当額	37,415	37,415

○基金事業等の概要

1. 農地中間管理機構事業

担い手への農地の集積と農地の面的集積を更に加速するため、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構の活動を支援する。

2. 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を通じて農地の集積に協力する農業者や地域に対して市町が機構集積協力金を交付する事業を実施する。

3. 農地台帳システム整備事業

担い手への農地の集積・集約化を図るために、農業委員会による農地台帳システムの整備及び電算化に係る事業を実施する。

○基金事業等を終了する時期 平成36年度

○基金事業等の目標

担い手(認定農業者、集落営農組織等)への農地集積率を平成27年度までに70%とする。

	平成24年度	平成27年度
滋賀県水田面積	49,000ha	48,900ha
うち担い手が利用する面積	27,701ha	34,230ha
担い手が利用する面積率	56.5%	70%

○給付対象となる事務又は事業関係

1. 農地中間管理機構事業

・採択に当たっての申請方法

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。)の第6の4の(1)参照

・申請期限

随時

・審査基準

実施要綱の別紙「都道府県基金事業実施にあたっての条件」等参照

・審査体制

担当部局において審査

2. 機構集積協力金交付事業

- ・採択に当たっての申請方法
実施要綱の第6の4の(2)、および別記2参照
- ・申請期限
毎年度3月10日
- ・審査基準
実施要綱の別記2「機構集積協力金交付事業」等参照
- ・審査体制
担当部局(各市町担当部局)において審査

【問い合わせ先】

農政水産部農業経営課管理係
電話番号:077-528-3831